

区 分 別 収 支 計 算 書

国立高度専門医療センター特別会計

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日	当 会 計 年 度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
診療収入	84,722	85,959
看護師養成所収入	250	257
医療技術開発等研究収入	2,853	6,600
運用収入	0	0
その他の収入	808	473
一般会計からの受入	47,007	58,731
資金からの受入	3,500	2,000
前年度剰余金受入	8,196	937
財源合計	147,339	154,960
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 50,250	△ 51,371
医薬品費	△ 13,224	△ 13,629
食糧費	△ 899	△ 888
委託費	△ 3,931	△ 3,931
医療技術開発等研究費	△ 2,352	△ 6,046
産業投資特別会計への繰入	—	△ 9,860
一般会計への繰入	△ 24	△ 32
庁費等の支出	△ 43,384	△ 45,071
その他の支出	△ 473	△ 1,798
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 114,540	△ 132,629
(2) 施設整備支出		
立木竹に係る支出	△ 11	—
建物に係る支出	△ 2,451	△ 392
工作物に係る支出	△ 4,790	△ 786
建設仮勘定に係る支出	△ 684	△ 5,655
施設整備支出合計	△ 7,937	△ 6,833
業務支出合計	△ 122,478	△ 139,462
業務収支	24,861	15,497
II 財務収支		
借入金による収入	2,294	10,288
借入金の返済による支出	△ 17,282	△ 17,580
利息の支払額	△ 8,036	△ 7,253
財務収支	△ 23,024	△ 14,545
本年度収支	1,836	952
資金への繰入（決算処理によるもの）	△ 899	△ 129
翌年度歳入繰入	937	822
資金本年度末残高	2,962	1,092
本年度末現金預金残高	3,899	1,914

注記

1. 重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用している。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

(1) 建物及び工作物

定率法を採用している。

なお、貸借対照表価額については、本会計年度末に価格改定が行われたため、価格改定後の国有財産台帳価格で計上している。

(2) 物品

定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準及び算定方法

(1) 貸倒引当金

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当当初予算額×6月支給割合／年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当当初予算額×6月支給割合／年間支給割合×4/6

(3) 退職給付引当金

i 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎職員数×平均俸給月額×退職手当支給率

ii 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存しており、遺族補償年金の支払いに備えるため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

支給率(注 1)×平均給与(注 2)×割引率(注 3)の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注 1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注 2) 平成16年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.1%)

注 3) 平成 16 年財政再計算による割引率を使用 (3.2%)

iii 恩給に係る退職給付引当金

恩給に係る引当金としては、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

iv 整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済掛金のうち、整理資源に係る引当金として、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

4. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

i 歳入：(目)一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出：(目)国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、それぞれ国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

ii 民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

iii 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 偶発債務

係争中の訴訟 18 件 (別紙参照)

3. 翌年度以降支出予定額

- | | | |
|------------------------------------|---------|------------|
| 1. 歳出予算の繰越債務負担額 | 138 百万円 | |
| 2. 国庫債務負担行為による負担額 (財政法第 15 条第 1 項) | | 15,905 百万円 |

4. 追加情報等

1. 出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき翌年度の 4 月 30 日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 貸倒引当金を計上している債権の徴収可能性に係る重大な懸念